

豊川市自主防災会活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災会が地域の防災力の向上を図るため自主的に行う防災活動事業等に要する経費に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市自主防災会活動費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災会 別表1に定める住民の隣保協働の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
- (2) 連合組織 別表1に定める複数の自主防災会で構成される組織をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表2に掲げる事業とし、補助事業の実施に要する経費のうち同表に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助金の交付の対象者は、別表2に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表2に定める額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定めるとおりの期日までに、豊川市自主防災会活動費補助金交付申請書（様式第1号）を別表2に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 防災活動に要する資機材等の整備に関する事業及び防災倉庫の設置又は建て替えに関する事業の申請者は、補助事業の開始前30日まで。
- (2) 防災士の資格の取得に関する事業の申請者は、防災士として認定された日から起算して1年以内。

(決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助額を決定し、豊川市自主防災会活動費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第6条第1

項の規定による通知を受け取った日から起算して10日を経過する日までに、豊川市自主防災会活動費補助金交付申請取下書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、豊川市自主防災会活動費補助金実績報告書（様式第4号）に別表2に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、豊川市自主防災会活動費補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、豊川市自主防災会活動費補助金請求書（様式第6号）により市長に請求しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、補助事業の額を確定した後交付する。

（交付の決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、豊川市自主防災会活動費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 2 (第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 8 条関係)

補助事業	補助対象経費	補助金の交付の対象者	補助金の額	交付申請時の添付書類	実績報告時の添付書類
防災活動に要する資機材等の整備に関する事業	別紙のとおり	自主防災会又は連合組織	補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額。ただし、30,000 円を上限とする。	補助事業に係る見積書又はカタログ	補助対象経費の領収書の写し
防災倉庫の設置又は建て替えに関する事業	防災倉庫を新たに設置する又は防災倉庫の建て替えに要した費用	自主防災会又は連合組織	補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額。ただし、100,000 円を上限とする。	補助事業に係る見積書、設置場所の略図及び設置場所の使用に係る承諾書等の写し	補助対象経費の領収書の写し及び防災倉庫の設置後の写真
防災士の資格の取得に関する事業	防災士の資格取得に要した費用 ・ 機構が認定した研修機関による研修講座の受講料 (教本代含む) ・ 試験受験料 ・ 認証登録申請料等	市内在住の防災士であって自主防災組織又は市の防災力向上のための活動を行う意思のある者	補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額。ただし、30,000 円を上限とする。	誓約書 (様式第 8 号)、特定非営利活動法人日本防災士機構が発行した認証状の写し及び領収書の写し	なし

備考

- この表において「防災倉庫」とは、災害発生時などに必要な資機材等を収納するための倉庫又はこれに類するものとして市長が認めるものをいう。
- この表において「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた者をいう。
- 防災士の資格の取得に関する事業の申請は、補助を受けようとする個人が行うものとする。なお、防災士として認定された日から起算して 1 年以内に申請しなければならない。
- 防災活動に要する資機材等の整備に関する事業と防災倉庫の設置又は建て替えに関する事業は、1 の自主防災会につき年度内、各 1 回とする。

補助対象経費

1 活動用途の種類

- (1) 情報収集・伝達活動及び訓練 (2) 消火活動及び訓練
 (3) 救出・救護活動及び訓練 (4) 避難活動及び訓練
 (5) 給食・給水活動及び訓練 (6) 図上活動及び訓練 (7) その他・備蓄品

2 活動用途に必要な資機材等

(1) 主な資機材一覧

活動等の種類	資機材名
情報収集・伝達活動及び訓練	電池式メガホン、携帯用無線機、ラジオ、住宅地図模造紙、メモ帳、油性マジック等
消火活動及び訓練	バケツ、ホース、筒先、組立式水槽 小型動力ポンプ、防火衣、ヘルメット、消火器等
救出・救護活動及び訓練	はしご、バール、ジャッキ、鋸、鉋、ペンチ、ハンマースコップ、チェーンソー、エンジンカッター、防塵マスク手袋、ロープ、担架、救急セット、三角巾、テント、毛布シート、小型発電機、リヤカー等
避難活動及び訓練	強力ライト、投光器、コードリール、標旗、腕章 簡易トイレ、警笛、プラカード等
給食・給水活動及び訓練	移動式かまど、カセットコンロ、鍋、給水タンク、非常食糧（訓練用）、燃料（訓練用）等
図上活動及び訓練	地図、透明ビニールシート、事務用品等
その他・備蓄品	土のう袋、杭、掛矢等、備蓄用食糧・飲料水・燃料等、外部講師に対する謝金（※外部講師は、大学及び分野の専門講師とするため事前に相談を行うこと。）

(2) その他、特に市長が必要と認める資機材

3 補助対象外経費

※ 以下のものは補助事業の対象とならないので留意すること。

- (1) 旅費、移動費
 (2) 弁当、お茶等の飲食代
 (3) 景品、配布物にかかる経費
 (4) 会場借上げ料
 (5) 防災活動に直接関係しない経費、消耗品代
 (6) 他の助成を受けて購入したもの